

指定通所介護事業所、新しい介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業所
和心の家 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社 NAGOMI が開設する和心の家（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護及び新しい介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、利用者の多種多様なニーズに対応できるようサービスの内容を充実させるとともに、職員の資質をより一層向上させ、利用者が住み慣れた地域での生活を継続し、その有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるようよりよいサービスの提供をすることを目的とします。

(運営の方針)

第2条 当事業所は利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ心身機能の維持向上を目指し、入浴、食事、機能訓練、各種レクリエーションなどのサービスを提供する事によって、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとします。また、事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 和心の家
- (2) 所在地 静岡県榛原郡吉田町神戸 2608 番地の 2

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名
管理者は、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 1 名以上
生活相談員は、利用者及びその家族からの相談に応じるとともに、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等との連絡調整を行う。
- (3) 看護職員 1 名以上
看護職員は、利用者の健康管理及び心身状態の把握を行う。
- (4) 介護職員 3 名以上
介護職員は、入浴、排せつ、食事の介助等、日常生活に必要な支援及び介護を行う。
- (5) 機能訓練指導員 1 名以上
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練、指導を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとします。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとします。但し、年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く。
- (2) 営業時間 原則午前8時30分から午後5時30分までとしますが利用者の状況によってはこの限りではありません。
- (3) サービス提供時間 午前9時20分から午後4時30分までとする。但し、利用者の状況によってはこの限りではありません。

(事業の利用定員)

第6条 指定通所介護の利用定員は次のとおりとする。

1単位 23名

(事業の内容)

第7条 事業の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- (1) 食事の提供及び介助
- (2) 入浴の提供及び介助
- (3) 排泄の介助
- (4) 更衣の介助
- (5) 移動、移乗の介助
- (6) 服薬介助
- (7) 日常生活動作を通じた機能訓練
- (8) レクリエーションを通じた機能訓練
- (9) 個別訓練
- (10) 口腔ケア
- (11) 健康状態の確認
- (12) 送迎
- (13) 日常生活における介護等に関する相談及び助言
- (14) 趣味、趣向に応じた創作活動等の場の提供

(利用料等)

第8条 事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。なお、当該指定通所介護及び新しい介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬の告示上の額に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払いを受けるものとします。

(1) 食費

昼食代 720 円・おやつ代 120 円をいただきます。

(2) おむつ代等

紙おむつ、紙パンツ代は、これを使用した場合1枚ごとに165円をいただきます。パッド代は、これを使用した場合1枚ごとに55円をいただきます。

新型コロナウイルス感染拡大防止の為、当事業所のマスクを使用した場合 1 枚ごとに 30 円をいただきます。

(3) 趣味活動等の材料費

レクリエーション、趣味活動においてかかる費用は、材料費等実費をいただきます。

(4) キャンセル代

利用者様等のご都合により当日利用のキャンセルが発生した場合はキャンセル代として 500 円をいただきます。

(5) 時間外利用料金

利用者様等のご希望によるサービス提供時間外の利用料金として、30 分毎 550 円をいただきます。(30 分に満たない場合も同額)

- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとします。

(通常の事業の実施地域)

第 9 条 通常の事業の実施地域は、**吉田町・牧之原市**（坂部・勝間・勝俣・静波・道場・中・仁田・細江）
島田市（南原・井口・中河・大柳南・船木・岡田・月坂）
焼津市（旧大井川町全域）とします。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第 10 条 利用者は、事業の提供を受ける際に、次の事項に留意するものとする。

・体調の確認

事業所に来所する日の朝、ご家庭での体調の確認をすること。気になる事などがある時は、必ず職員に伝えること。なお、発熱等体調に異常がある場合など、病気の時は通所介護のご利用はできません。

・利用時間の変更

サービスの利用時間の変更は、ご利用予定日の前日（12 時）までに事業者に出ること。

・サービス提供時間外の利用

サービスの利用時間外については、ご利用予定日の前日又は当日、事業者に出ること。

・設備・器具の利用

事業所の設備、器具の利用に際しては、危険や事故防止のため、職員の指示に従うこと。
これに反したご利用により破損等が生じた場合は、弁償していただく場合がある。

・機能訓練時

機能訓練の実施時には、機能訓練指導員又はその他の職員の指示に従うこと。

・迷惑行為

他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。

・金品管理

所持金品は、自己の責任で管理してください。

・送迎

送迎の時間に大幅に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合があります。

(緊急時における対応方法)

第11条 当事業所における事業の提供中に利用者の容態に急変が生ずるなど必要な場合は速やかに主治医及び利用者の家族等に連絡を取る等必要な措置を講じ管理者に報告します。

(非常災害対策)

第12条 当事業所は、定期的に防災設備等の点検をし、非常災害に関する計画を作成し、計画に基づき年1回以上の避難及び救出その他必要な訓練を行います。

(衛生管理等)

第13条 サービスの提供に用いる設備、器具等については、安全、衛生に常に注意を払い特に身体に接触する設備、器具については、サービスごとに消毒したものを使用します。

(事故発生時の対応)

第14条 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には速やかに利用者の家族、市町村等へ連絡するとともに、応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じます。

2 当事業所は重大事故等が発生した場合には、事故の状況等の内容、対応等を記録します。

3 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとします。ただし、事業者及び従業員の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。

(苦情処理等)

第15条 サービスの提供について相談や苦情等については、次の窓口で対応します。

苦情相談窓口

窓口担当者：管理者 松坂由美

ご利用時間：月曜日～金曜日（8：30～17：30）

ご利用方法：面接（当事業所相談室）及び電話相談

連絡先：0548-23-7537

その他、市町村や国民健康保険団体連合会窓口に苦情を申立てることができます。

静岡県国民健康保険団体連合会 介護保険課

所在地 静岡市葵区春日町 2-4-34

電話/FAX TEL054-253-5590 FAX054-205-3315

(虐待防止のための措置に関する事項)

第16条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の掲げる措置を講じるものとする。

（1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（2）虐待の防止のための指針を整備する。

- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(秘密保持)

第17条 事業者及び事業者の使用する者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

- 2 事業者は、利用者又はその家族から予め同意を得ない限りサービス担当者会議等において、当該利用者又はその家族の個人情報を用いません。

(その他運営についての重要事項)

第18条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後6ヵ月以内
- (2) 継続研修 年1回以上

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は 株式会社 NAGOMI と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

この規程は、令和5年3月1日から施行する。

この規程は、令和6年3月11日から施行する。